

石川県住宅確保要配慮者居住支援事業費補助金Q&A【令和8年4月1日時点】

番号	質問	回答
1	申請はいつから可能か。	賃貸借契約の締結後、かつ入居日以降に申請が可能。
2	補助金の遡及適用は可能か。	不可。令和8年4月1日以降に行われた仲介等が対象となる。
3	同一物件で複数世帯に対し仲介等をした場合は、複数回申請できるか。	不可。賃貸借契約1件につき、申請は1回限り可能。
4	他の補助金と併用することは可能か。	同一内容の重複補助は不可。ただし、補助内容が異なる場合は併用可能。
5	居住支援法人ではない不動産会社が仲介等を行った場合は補助対象となるか。	対象外となる。本事業は、石川県が指定した居住支援法人による仲介等を対象とする。
6	社宅や寮は補助対象となるか。	対象外となる。本事業における「民間賃貸住宅」とは、公営住宅や社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く賃貸住宅をいう。
7	口頭契約や仮契約の段階での支援は補助対象となるか。	対象外となる。賃貸借契約の締結を確認できることが要件となる。
8	契約は締結したが、入居に至らなかった場合は補助対象となるか。	不可。実際に賃貸借契約が締結され、入居が完了していることが要件となる。
9	契約日と入居日の間に期間が空いている場合は問題ないか。	問題ない。ただし、実際に入居を確認できることが必要であり、入居に至らなかった場合は対象外となる。
10	入居後すぐに退去した場合はどう扱われるか。	原則として、入居が完了していれば対象となる。ただし、明らかに制度利用のみを目的とした短期入居と判断される場合は、個別に精査する。
11	「住宅確保要配慮者に該当することを証する書類」とはどのようなものか。	次のいずれか1点の写しが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者: マイナンバーカード(裏面不要)、運転免許証、介護保険被保険者証など年齢確認書類 ・ 障害者: 障害者手帳、受給者証 ・ ひとり親: 児童扶養手当証書 ・ 低所得者: 課税証明書、生活保護受給証明書 ・ 外国人: 在留カード ・ その他: 市町の確認書、支援機関による証明書 等
12	「申請者の仲介等により賃貸借契約が成立したことを証する書類」とはどのようなものか。	次のいずれか1点の写しが必要となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 媒介の場合: 媒介契約書 ・ 自らが貸主の場合: 賃貸借契約書 ・ サブリースの場合: 転貸借契約書
13	申請してから何日で振り込まれるか。	県で申請書類を受付後、振り込みまでに1~2ヶ月程度の時間を要する。なお、申請が集中している場合や、書類に不備や確認事項がある場合は、さらに時間を要する旨、ご留意いただきたい。
14	申請を取り下げたい場合はどうすればよいか。	速やかに県生活再建支援課へ連絡し、所定の取下げ手続きを行うこと。